

2022年（令和4年）10月13日

公益財団法人藤沢市まちづくり協会  
理事長 藤村 勝己 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

藤沢市有料自転車等駐車場運営業務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2022年（令和4年）9月26日付けで諮問（第1159号）藤沢市有料自転車等駐車場運営業務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

#### 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

#### 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

##### (1) 諮問に至った理由

神奈川県藤沢警察署司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項に基づき捜査のため、藤沢駅南口路上第2自転車駐車場の防犯カメラの録画データの照会がなされた。

防犯カメラ映像は個人情報であること、照会内容が承認を受けている包括的な取扱いのできるガイドラインからはずれていること、また、刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当することから、神奈川県藤沢警察署司法警察員に防犯カメラの録画データを目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報をも目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

藤沢駅南口路上第2自転車駐車場の防犯カメラ No.1

6月25日午前0時00分から同日午前1時00分及び

6月26日午前0時00分から同日午前1時00分の録画データ

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体・その他のものに対する照会による報告の請求権を認められたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢北警察署司法警察員によって行われたものであり、受け取った情報についても守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件の目的外提供に係る個人情報の照会は、当該自転車等駐車場を管理する指定管理者である、(公財)藤沢市まちづくり協会に対してなされたものであり、照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、当該駐車場周辺でおきた窃盗事件の捜査に関して被疑者の足取りを確認するため指定した日時の情報を得たい」とのことであった。

また事件捜査のため当該捜査関係事項照会書は正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われたものであり、公共の福祉を維持するため必要な捜査を行うにあたり、その権利付与の規定に基づき正当な権限を有するものによって行われたものであることから、当該照会の正当性及び公益性が認められ、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨を勘案し、検討した結果、目的外に提供する必要性があると判断したものである。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、本来は当該個人情報の帰属する本人にあらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、画像データで確認される個人を照合によって特定することは事実上困難であり、通知の送付先を特定できないことに加え、本件に係る目的外提供は、捜査のために行う

ものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認していることから、本件に係る本人通知を省略する合理的理由があると判断する。

(4) 目的外に提供する時期

令和4年10月14日以降

(5) 添付書類

捜査関係事項照会書（写し）

公益財団法人藤沢市まちづくり協会防犯カメラ運用基準

個人情報取扱事務届出書

防犯カメラ位置図

回答書（案）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、当該駐車場周辺でおきた窃盗事件の捜査に関して被疑者の足取りを確認するため指定した日時の情報を得たい」とのことであった。

また、実施機関も説明するとおり、本件の目的外に提供する個人情報は、公共の福祉を維持するため必要な捜査を行うにあたり、その権利付与の規定に基づき正当な権限を有するものによって行われたものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関も説明するとおり、画像データで確認される個人を照合によって特定することは事実上困難であり、通知の送付先を特定できないことに加え、本件に係る目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性がある。また、本人通知をした場合には当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認しているとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上